

産業廃棄物収集運搬業許可証

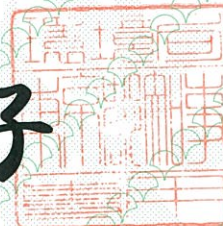
住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年 5月31日

許可の有効年月日 令和 5年 5月30日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類
汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上8種類）
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）（以上5種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

- (1) 東京都江戸川区松江五丁目19番8号
(2) 東京都大田区城南島三丁目2番9号
(3) 東京都品川区勝島一丁目4番11号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として施設2（1）及び（2）は8時15分から17時20分まで、施設2（3）は8時から20時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 5月 31日	新規許可	
平成 28年 5月 31日	更新許可	第 4 回
平成 28年 12月 15日	変更届	江戸川区に積替え保管施設の増設
平成 29年 1月 26日	変更届	大田区の積替え保管施設の廃止

(1/3)

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム



産廃エキスパート

認定番号:4-17-B0083

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

平成 29年 3月 29日 変更届 保管容量の変更
平成 30年 7月 18日 変更届 大田区に積替え保管施設の増設
平成 31年 2月 20日 変更届 品川区に積替え保管施設の増設
令和 2年 10月 19日 変更届 施設2(1)(3)の限定の解除
令和 2年 11月 16日 変更届 施設2(3)の保管場所、保管方法及び保管容量の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

2 積替え保管施設（詳細）

(1) 施設所在地：東京都江戸川区松江五丁目19番8号
積替え保管面積：688.25m² 最大保管高さ：2m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ドラム缶 1個： 0.20 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 1個： 0.20 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 3個： 45.40 m ³ 直置きまたは容器：（パレット、かご台車、フレコンバッグ） 35.30 m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	パレット 2枚： 1.50 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 2個： 0.88 m ³
木くず（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る。）	直置き： 10.50 m ³
	保管量合計： 93.98 m ³

(2) 施設所在地：東京都大田区城南島三丁目2番9号
積替え保管面積：5,292.87m² 最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	ペール缶 2個： 0.04 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ペール缶 2個： 0.04 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 8個： 5.60 m ³
	保管量合計： 5.68 m ³

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

(2/3)

(3) 施設所在地：東京都品川区勝島一丁目4番11号
積替え保管面積：1080.99m² 最大保管高さ：2.2m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 2個： 16.00 m ³
	直置きまたは容器：(パレット、かご台車、フレコンバッグ) 1048.00 m ³
木くず(物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る。)	直置き： 24.00 m ³
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))に限る。)	ドラム缶 1個： 0.20 m ³
	ペール缶 1個： 0.02 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶 1個： 0.56 m ³
廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る。)	パレット 1枚： 0.72 m ³
	保管量合計： 1089.50 m ³

(以下余白)

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

